

文例（可愛がっているペットの世話が心配な場合）

第1条 遺言者は、次の遺言者名義の預金を、受遺者〇〇〇〇（生年月日）に下記の負担付きで遺贈する。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

記

受遺者〇〇〇〇は、遺言者の愛犬〇〇（チワワ）の世話を責任もってすること

以上

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職業 〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜負担付遺贈

負担付遺贈とは、義務を負担してもらい代わりに、財産を遺贈することをいいます。負担付遺贈は受遺者が拒否することも考えられますので、事前に信頼ができて動物好きな人に依頼をしておく必要があります。また負担の範囲は遺贈を受けた財産の価格の範囲内に限られますので、負担にかかる費用を見通した上で、遺贈を考える必要があります。

｜遺言執行者の指定

受遺者がきちんと任務を果たしてくれるかわかりませんので、監視役として遺言執行者を指定しておくで安心です。